

7 水管 第 625 号
令和 7 年 6 月 9 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（まさば及びごまさば太平洋系群の別紙 2 の変更、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の別紙 2 の追加、まかじき（中西部太平洋条約海域）の別紙 3 の追加等）について（諮問第 480 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。<u>なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。</u> 2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。<u>ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。</u>）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。 <u>管理年度の12月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする。</u> ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) 配分の時期及びその方法 次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。 ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。<u>ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分の漁獲量を含む。</u>）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。<u>ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分に係る</u>	掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。 2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。 ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) 配分の時期及びその方法 次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。 ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県にお
知事管理漁獲可能量を含む。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） (2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量 ② 一 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量 (2)・(3) (略) 5 漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について 第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第5の1(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利	ける当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） (2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量 ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量 (2)・(3) (略) 5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について 第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第5の1(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分につ

用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第6の1(3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量及び第6の4の<u>国の留保からの配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。</u> （別紙2－16 まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第1・第2 （略） 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 (1) （略） (2) ごまさば対馬暖流系群 <u>92</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2・3 （略） 第4～第9 （略）	いては、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第6の1(3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。 （別紙2－16 まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第1・第2 （略） 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 (1) （略） (2) ごまさば対馬暖流系群 <u>920</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2・3 （略） 第4～第9 （略）
---	--

別紙2－52の次に、次の別紙を加える。

(別紙 2-53 ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域) (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域)

第 2 管理年度

9月1日から翌年8月末日まで(ステップ1)

第 3 資源管理の目標

ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域)は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源

- 7 -

水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

- 8 -

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち、許可省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄1及び2に掲げる区域

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- 9 -

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第4項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものと

- 10 -

する。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

- 11 -

第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

(別紙 2-54 ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域))

第 1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)

第 2 管理年度

9 月 1 日から翌年 8 月末日まで

第 3 資源管理の目標

ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域) は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水

- 13 -

準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第 3 の 2 の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第 3 の 1 の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を 1 の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に 0.33 (資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値) を乗じた値を超えない量とする。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

- 14 -

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

１ べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海べにずわいがに漁業（許可省令第２条第16号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第５の９の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

日本海べにずわいがに漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- 15 -

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の７月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の８月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第１項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

- 16 -

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度8月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）におけるべにずわいがに日本海系群の漁獲量（(1)①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第8位以下を切捨てたものとする。）

（a） 40パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

- 17 -

（b） 60パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の平均の漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）に応じて按分して得た割合

（イ） 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ（ア）（b）の漁獲量について、次の（ア）から（イ）までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該（ア）から（イ）までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

（ア） 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

（イ） 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有し

- 18 -

ていた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶の(1)①の水域における当該船舶のべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量を加えた数量）

- (ウ) 当該船舶によりかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の

- 19 -

日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の8月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。

）

- 20 -

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海ベにずわいがに漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第5の9の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、日本海ベにずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

- 21 -

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

全量を、ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海ベにずわいがに漁業に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

- 22 -

別紙 3—35 の次に、次の別紙を加える。

- 23 -

(別紙 3—36 まかじき (中西部太平洋条約海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 まかじき (中西部太平洋条約海域)

水産資源の定義 まかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第 3 条 1 に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「WCPFC」という。) での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の 20 パーセントの値とする。

第 3 漁獲シナリオ

WCPFC で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFC で決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業 (許可省令第 2 条第 10 号に掲げる漁業をいう。) 及びかつお・まぐろ漁業 (同

- 24 -

省令同条第 12 号に掲げる漁業をいう。)において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。加えて、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

- 25 -

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙 2—53 及び別紙 2—54 の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2—53 及び別紙 2—54 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

- 26 -